『弥陀如来名号徳』の欠落箇所についての一考察

塚本一真

一、はじめに

『弥陀如来名号徳』（以下、『名号徳』と略称）は、十二光・十字名号・八字名号について解説された親鸞最晩年の著作と言われるが、三箇所の欠落箇所を有することからその全貌を知ることはできない。また、関連する資料が寡少であることから、その欠落箇所に対する検討方法も限られたものとなっている。しかし、近年、関連する資料の調査研究に新たな報告がなされていることによって、その内容についても検討の余地が生じてきていると考えられる。そこで本論では『名号徳』を研究するにあたり、まずもって問題となる欠落箇所に焦点を当て考察を試みたい。

二、現存する資料と検討方法について

まず、最初に関連する資料の現存・伝来の状況に注目することで、親鸞の主要な著作における『名号徳』の資料的な特異性を明らかにしたい。また、そのことによって後に用いる欠落箇所の検討方法が妥当であることを確認しておきたい。

(1)　基本的な資料の現存状況

今日、現存する親鸞の著作は、言うまでもなく親鸞自身の手によるもの（真筆本）、あるいはその真筆本を元に書写（書写本）したもの、または印刷刊行（刊本）したものである。真筆本は、必ずしも一著作につき一点存在するわけではなく、『唯信鈔文意』のように同一名の著作に複数の真筆本が存在するものもある。その場合には、親鸞自身による増補改訂の跡を見ることができ、撰述時期によって内容に相違がある。一つの著作が伝来するには、まずは親鸞によって真筆本が執筆され、それが直弟などによって書写される。この際、元にした真筆本の相違がそのまま書写本の相違になり、さらにまたそれを書写する過程で調巻や体裁の整理がなされ、本文欄外の註記の挿入や単純な写誤などにより複数の系統が生じていくと考えられる。こうした過程を踏まえて伝来してきた親鸞の主要な著作の多くには、時代・体裁等の異なる諸本が現存する。

それらについて本論末尾の【表1】[1]に、親鸞の真筆本を「真筆」、直弟の書写本を「直弟」、それ以外の書写本・刊本を「後世」に分類してそれぞれ現存の有無を○×で示した。また、親鸞の著作は、存覚の『浄典目録』を嚆矢として聖教目録という形式をもって記録されており、近世に至るまでの十七点の聖教目録により、その伝来状況を確認し、載録の有無を「目録」として同じく示した。

この【表1】によって一見してわかることは、鎌倉時代に撰述された親鸞自身の手による真筆本が、今日においても数多く現存していることであり、これが親鸞研究において第一級の資料であることは言うまでもない。[2]しかし、また真仏や顕智といった直弟の書写も親鸞自身の許可を受けて行われた可能性が高いことを考えると、真筆に準じる位置にあると見てよいのではないだろうか。真筆本と直弟の書写本との関係を考えてみると、『浄土』、『高僧』、『正像末』の各和讃における国宝本のように、基本的には真仏の筆でありながら、一部の本文や表紙、圏発点など

に親鸞の筆が入っているものもある。すなわち、親鸞と直弟との筆が混在しているのであり、両者の関係が非常に近いことが知られる。そこで、真筆・直弟の書写本のいずれもが現存していないものに注目してみると、御消息以外では実はかなり限られたものしか残らないことがわかる。すなわち、『浄土文類聚鈔』・『大日本国粟散王聖徳太子奉讃（百十四首）』、そして『名号徳』の三つである。真筆・直弟の書写本を親鸞研究の上において特別な位置にあると規定するならば、これらの著作については資料の現存という意味においては乏しいということになる。さらに、この三つの著作について、後世の書写本の有無を確認してみるといずれも現存していることがわかる。ただし、『浄土文類聚鈔』と『大日本国粟散王聖徳太子奉讃（百十四首）』については、それぞれ複数の書写本が今日まで伝えられているが、『名号徳』については、長野県正行寺に所蔵される書写本一点のみしか現存していない。すなわち他に広く書写された形跡が見当たらない著作だということができる。このように真筆・直弟の書写本がなく、後世の書写本が一点のみしか現存しないものは、【表1】において御消息三五（『善性本御消息集』第七通）と『名号徳』しかないのである。このことは、『名号徳』の欠落箇所を検討するにあたり、異本をもって校合することが不可能であることを示しており、書写本の現存において極めて稀な状況にあることが知られるのである。

また、次に「目録」の項目によって親鸞の著作の伝来状況をみていきたい。対象とした聖教目録については、載録する典籍の数がそれぞれ異なっており、『浄典目録』には限られた一部のものしかないが、近世には最大で三百点を越えるものも制作され、そこには真偽いずれをも含めた様々な内容のものが挙げられている。それらによれば、【表1】に挙げた親鸞の主要な著作のほとんどを確認することができる。しかし、現存状況と伝来状況は必ずしも同じではなく、『末灯鈔』や『御消息集』として聖教目録に載録されている御消息集は先に示した真筆・直弟の書写本の有無とは傾向が大きく異なる。御消息は、鎌倉時代にはすでに集成本として成立しており、散在していたも

のを編集したことによって広く展開していったと考えられる。このように真筆・直弟の書写本が伝来しなくとも後世に広く流布した著作もあるが、大正七年（一九一八）に発見された『名号徳』は、書名はおろか関連する記述さえも全く見ることができない。また、同じくその名が見られないのは『如来二種回向文』であるが、これについては事情がある。すなわち、『浄土三経往生文類』の広本とは、略本と『如来二種回向文』とを統合整理した内容であるといわれ、直弟である真仏の書写本が現存していることから、早いうちに『如来二種回向文』として独立していたことがわかるが、後の伝来については目録に書名は出ていなくとも『浄土三経往生文類』の広本としてあったのではないかと考えることができるからである。また、【表1】を作成するにあたり参照した聖教目録にその名は見られなかったが、宝暦七年（一七五七）に刊行された『大谷遺法纂彙』に載録されていたことがわかっている。このように見てくると、伝来状況においてもまた『名号徳』は他の親鸞の著作とは異なっているということができるのである。

以上のことを踏まえて『名号徳』の特色についてまとめると以下の三点になる。〔1〕真筆・直弟の書写本が現存しない。〔2〕現存している書写本は一点のみである。〔3〕書写本以外に書名が見られる資料は皆無である。

(2) 関連する唯一の資料とその矛盾

それでは、次に『名号徳』には書写本以外に資料がまったくないのかというと、書名こそ出ていないが記述内容が『名号徳』を指し示しているとされる御消息がある。すなわち『親鸞聖人御消息集』第十七通唯信宛御消息である。[3] そこには、

ひとびとのおほせられてさふらふ十二光仏の御ことのやう、かきしるしてくだしまいらせさふらふ。くはしく

かきまいらせさふらふべきやうもさふらはず。おろおろかきしるしてさふらふ。詮ずるところは、无礙光佛とまふしまいらせさふらふことを本とせさせたまふべくさふらふ。无礙光佛は、よろづのものゝあさましきわるきことにさはりなく、たすけさせたまはん料に、无礙光佛とまふすとしらせたまふべくさふらふ。あなかしこ、あなかしこ。

十月廿一日

親鸞

唯信御坊　御返事

（『浄土真宗聖典全書』第二巻　宗祖篇上　八四八）(4)

とある。波線部に「十二光仏の御こととのやう」とあることから、『名号徳』とはこの御消息に添付された資料であると推定され、そのことは広く認められている。内容は現存する御消息の中でも数例しかないほどきわめて短く、いかにも添付した資料の説明文としての様相を感じさせる。しかし、実は一方でこの御消息は現存する『名号徳』とは直接的な関係にないことが従来より指摘されており、その理由の代表的なものを以下にまとめた。

	唯信房宛御消息	弥陀如来名号徳
①	奥書の日付の相違 根本奥書…十月廿一日	根本奥書…文応元年　十二月二日 書写奥書…応長元年　十二月廿六日
②	要点の相違 十二光について書いた上で、根本は無礙光仏にあるということを強調している。	十二光・無礙光仏だけでなく不可思議光仏についても述べ、最後に不可思議光仏を置いている。

その理由とは、御消息の内容と『名号徳』とには食い違う点があるということである。(5) まず①について述べれば、

御消息の奥書には、撰述した月日しか示していないことが挙げられる。すなわち何年のものか不明なのである。もしこの御消息を『名号徳』と同じ文応元年（一二六〇）のものと仮定しても、その日付は十月二十一日で、親鸞による『名号徳』の日付が十二月二日なのでその間には四十日以上の隔たりがあることになる。このことから両者は直接には結びつかないことは明白なのである。また、現存する『名号徳』そのものは、文応元年に親鸞が書写したものをさらに応長元年（一三一一）の十二月二十六日に転写したものであることが書写奥書により明らかである。

次に②について、御消息の方では、十二光の略述を記したことに関して「くはしくかきまいらせさふらふべきやうもさふらはず。おろおろかきしるしてさふらふ。」と詳細は記述できないとし、それ以外の内容については触れられていない。また、重ねて「詮ずるところは、无礙光佛とまふしまいらせさふらふことを本とせさせたまふべくさふらふ。」と、要するにその根本は無礙光仏にあることを強調している。しかし、一方の『名号徳』では十二光が解説され、無礙光仏について詳説される。またそれだけでなく、さらに不可思議光仏への展開が見られ、最後に南無不可思議光仏を置いている。つまり、御消息の記述は現存する『名号徳』の内容と必ずしも一致しないのである[6]。以上のように、『名号徳』の制作背景を示したとみられる唯信房宛御消息も現存する『名号徳』との直接的な関係を示すものとは言えないのである。

これまで見てきたように、『名号徳』は現存する資料や伝来に関する記述が少なく、その状況は親鸞の著作の中においても特異であるということができる。このことによって、検討方法はかなり制限されたものとなってくるのである。そこで、欠落箇所については、以下のように親鸞の用例や後世の資料、または前後の文脈などから検討していくことが妥当といえる。

三、欠落箇所の検討

それでは以下に欠落箇所を検討していくが、はじめに、『名号徳』の検討には、欠落箇所を有する原本の状態から必然として書誌的な問題がつきまとうため、近年行われた原本の調査報告[7]により、装丁は粘葉装で一頁あたり六行書き、一行は十七字前後（つまり一頁約一〇〇字）で書かれていることを確認し、欠落箇所のおおよその分量と状態を［　］の中に示している。また、『聖典全書』を基本テキストとして欠落箇所を…（欠落）…と表記し、前後の本文を引用している。なお、原本の全体的な構成は本論の末尾に示した【表2】を参照して頂きたい。

(1) 第一欠落箇所［二頁　約二〇〇字　脱葉］

次に炎王光とまふすは、ひかりのさかりにして、火のさかりにもえたるにたとえまいらするなり。火のほのおのけむりなきがさかりなるがごとしと也。次に不斷光とまふすは、この光のときとしてたへずやまずてらし…（欠落）…ちにておはしますひかり也。超といふは、この彌陀の光明は、日月の光にすぐれたまふゆへに、超とまふすなり。超は餘のひかりにすぐれこえたまへりとしらせむとて、超日月光とまふすなり。十二光のやう、おろおろかきしるして候也。くはしくまふしつくしがたく、かきあらはしがたし。（『聖典全書』七三三）

まず、最初は十二光の解説がなされる中、不断光と超日月光の間が欠落している箇所についてである。この箇所は、すでに先行研究に明らかなところで[8]、結論から言えば主として難思光・無称光の解説が入ると考えられる。親鸞の著作において、十二光が引かれるのは『名号徳』以外では「行文類」（正信偈）、「真仏土文類」（『讃阿弥陀仏偈』）、「真仏土文類」（『述文賛』）、『浄土和讃』、『信微上人御釈』であるが、いずれも十二光の配列については一定

している。一方、『名号徳』の十二光の配列は【表2】の「十二光の解釈部分」を確認するとわかるように親鸞の著作の中では異例で、その理由として最初の六光を法然の法語により示し、それを補う形式で後の六光を解説しているためであることが指摘されている。そのことを踏まえ、この欠落箇所を親鸞の十二光の用例に照らし合わせると、不断光・難思光・無称光・超日月光という配列で解説されていると考えることが最も無理がないといえる。そのことは、超日月光釈の終わり（波線部）に「十二光のやう、おろおろかきしるして候也」と十二光を解説し終わった内容となっている点からも首肯されるところであろう。

また、この欠落箇所については、一時期、先行研究に混乱があったと考えられる点がある。(9) その混乱とは、

> 難思光佛とまふすは、この彌陀如來のひかりの徳おば、釋迦如來も御こゝろおよばずとときたまへり。こゝろのおよばぬゆへに難思光佛といふなり。次に无稱光とまふすは、これも、この不可思議光佛の功徳はときつくしがたしと釋尊のたまへり。ことばもおよばずとなり。このゆへに无稱光とまふすとのたまへり。しかれば、曇鸞和尚の『讃阿彌陀佛の偈』には、難思光佛と无稱光佛とを合して、「南无不可思議光佛」とのたまへり。
>
> （『聖典全書』七三四）

との内容をこの第一欠落箇所に挿入している点である。これは、【表2】に示した「十字・八字の名号解釈部分」の中で難思光・無称光について解説されている内容である。【表2】において原本の構成状態を確認するとわかるように、右記の難思光・無称光を解説した内容は、後に検討する第二欠落箇所と第三欠落箇所との間に位置する。すなわち、この内容は、原本の欠落によって前後関係が分断されており、文脈の連続性を考慮する必要がない状態にある。そのため、原本の確認をしなければ、いずれの欠落箇所に移動することも可能であるように見える。しかも、上述のように十二光の用例から第一欠落箇所にあったと推定されるのは難思光・無称光の解説であり、文脈上

の流れだけでいえば、第一欠落箇所にまさしく合致するのである。おそらく、それらの事情が相俟って、本来、第二欠落箇所と第三欠落箇所の間に位置すべき右記の内容をこの第一欠落箇所に位置づけたものと考えられる。しかし、【表2】において示した今日の『名号徳』の順序と欠落箇所は、原本のノドの部分に記された丁付けや装丁の跡である糊の付着箇所などを確認した綿密な調査結果によるもので、右記の難思光・無称光を解説した内容を第一欠落箇所に挿入する可能性は皆無であり、問題とならないのである。よって、第一欠落箇所には「十字・八字の名号解釈部分」に示される難思光・無称光の解説ではなく、それとは異なる十二光の解釈としての難思光・無称光の解説があったと考えられる。

(2) 第二欠落箇所 [四頁 約四〇〇字 脱葉]

かるがゆへに不可思議光佛とまふすとみえたり。不可思議光佛のゆへに「盡十方无礙光佛とまふす」と、世親菩薩は『往生論』にあらはせり。阿彌陀佛に十二のひかりの名まし …(欠落)… 難思光佛とまふすは、この彌陀如來のひかりの徳おば、釋迦如來も御こゝろおよばずとときたまへり。こゝろのおよばぬゆへに難思光佛といふなり。次に无稱光とまふすは、これも、この不可思議光佛の功徳はときつくしがたしと釋尊のたまへり。ことばもおよばずとなり。このゆへに无稱光とまふすとのたまへり。しかれば、曇鸞和尚の『讃阿彌陀佛の偈』には、難思光佛と无稱光佛とを合して、「南无不可思議光佛」とのたまへり。 (『聖典全書』七三四)

次に、不可思議光仏について解説される内容において約四〇〇字が欠落する箇所である。まず確認しておかなければならないことは、従来より『名号徳』の一部としてこの第二欠落箇所に入ると考えられてきた愛知県上宮寺所蔵の「聖教断簡」についてである。その全文は、

浄土論ニアラハシタマヘリイフ諸仏／咨嗟ノ願ニ大行アリ大行トイフハ／無碍光仏ノ御名ヲ称スルナリコノ／行アマネク一切ノ行ヲ摂ス極速円／満セリカルカユヘニ大行トナツクコノ／ユヘニヨク衆生ノ一切ノ無明ヲ破ス／マタ煩悩ヲ具足セルワレラ無碍光／仏ノ御チカヒヲフタコヽロナク信スル／ユヘニ無量光明土ニイタルナリ光明／土ニイタレハ自然ニ無量ノ徳ヲエシ／メ広大ノヒカリヲ具足ス広大ノ光／ヲウルユヘニサマサマノサトリヲヒラク也

（／は改行を示す、筆者挿入）

というもので、日野環氏により発見され、細川行信氏によって『名号徳』の「難思光佛とまふすは、この彌陀如來のひかりの徳おば」の直前に位置づけられた[10]。日野氏は、筆蹟・料紙・装丁に至るまで『名号徳』と一致すると述べ、その筆致から『名号徳』の後半部の内容であることまでを指摘していた。そして、「聖教断簡」をさらに詳細に調査し、その上で『名号徳』のノドの部分に記されている丁付けに着目して挿入箇所を指定したのが細川氏であった。本文の筆蹟と料紙が『名号徳』と一致する資料の発見は大変にセンセーショナルなもので、一時は定説となった感もあったが、原本の装丁や内容の不一致などから近年、『名号徳』とは異なる内容だと見られている[11]。また、「聖教断簡」と『名号徳』との内容を結びつける理由として、日野氏の主張の中心にあったのは「聖教断簡」が『浄土文類聚鈔』の「三法列釈」と共通する内容を持つということであった。しかし、今日ではその指摘に積極的な根拠があるとは言えないものがある。たとえば、「聖教断簡」の「浄土論ニアラハシタマヘリイフ諸仏咨嗟ノ願ニ大行アリ…（行）」、「ワレラ無碍光仏ノ御チカヒヲフタコヽロナク信スルユヘニ…（信）」、「光明土ニイタレハ自然ニ無量ノ…（証）」という内容には、行・信・証がそろっていて、それを『名号徳』の後半部である「…自力の行者おば、如來とひとしといふことはあるべからず…（真仏土）」と合わせると親鸞教学の基礎体系である行・信・証・真仏土の綱格が展開されており、それは「正信偈」の「普放無量無辺光　無碍無対光炎王（中略）本願名

号正定業　至心信楽願為因　成等覚証大涅槃　必至滅度願成就」とも内容的に一致すると指摘されている。これについて、真仏土を示すとされる『名号徳』の「…自力の行者おば、如來とひとしといふことはあるべからず…」（『聖典全書』七三五）との文の位置を確認すると第三欠落箇所の直後にあり、一見すると内容に連続性があるようにみえる。しかし、後に述べるように原本の調査報告によれば、第三欠落箇所は一行を残して十行が裁断されていて、一頁六行書きで二頁十二行にわたって書かれている今の「聖教断簡」とは分量が合わない。すなわち、この「聖教断簡」を『名号徳』の第三欠落箇所に挿入して内容の連続性を述べることは不可能なのである。また、他にも『四十八誓願』を例に挙げて、「諸仏咨嗟之願」の願名をもって第十七願を示していることが、親鸞の晩年の特徴であると指摘し、同様に「諸仏咨嗟ノ願」の願名が示される「聖教断簡」も晩年の著作である『名号徳』と同時期のものであることを日野氏は示唆されている。「諸仏咨嗟之願」の願名は、すでに「行文類」に見られ、また、『一念多念文意』（親鸞八五歳）、慶西房宛御消息（年記不明）にも示される。しかし、『四十八誓願』は今日では真仏の書写本であることが明らかであり、その奥書にあった「建長八歳丙辰四月十三日書之」との記述は、真仏の書写年時を示すものである。よって親鸞が八四歳の時に書写したことを示すものとはいえないため、『四十八誓願』をもって、「聖教断簡」を親鸞の晩年に共通する内容であるとすること、あるいは『名号徳』の一部であるとすることの積極的な根拠とはならないのである。(12)

それでは、「聖教断簡」が第二欠落箇所に挿入されないとなると、ここにはどのような内容があったのかが新たに問題となる。そこで問題を解明する手がかりとして存覚の『弁述名体鈔』を挙げたい。光明本尊の解説書といわれる『弁述名体鈔』には、南無阿弥陀仏や不可思議光如来、無礙光仏の名号に関する内容が述べられている。その中で不可思議光如来については、

その光明の功徳無量なるなかに、要をとりてこれをいふに、十二光の名あり。一には無量光仏、二には無辺光仏、三には無礙光仏、四には無対光仏、五には炎王光仏、六には清浄光仏、七には歓喜光仏、八には智慧光仏、九には不断光仏、十には難思光仏、十一には無称光仏、十二には超日月光仏なり。このなかに難思光仏、無称光仏、といへるは、すなはちいまの不可思議光如来のこころなり。こころをもてをもうべからざるところを難思光仏といひ、ことばをもてはかるべからざる義を無称光仏と称するなり。このふたつの名をとりあはせて不可思議光如来となづけたてまつるなり。こゝをもて、をなじき『経』のなかに、あるいは「無量寿仏の威神光明、最尊第一にして、諸仏の光明のをよばざるところなり」といひ、あるひは「仏ののたまはく、われ無量寿仏の光明、威神巍巍殊妙なるをとかんに、昼夜一劫すとも、なほいまだつくすことあたはじ」といへる、みなこれ不可思議光のこゝろなり。またこの一経の説のみにあらず、『無量寿如来会』に、をなじく種々の異名をとくなかに、まさしく不可思議をあげたり。無量光明土の名も、をなじき『経』の説よりいでたり、経説かくのごとし。つぎに解釈のなかには曇鸞和尚の『讃阿弥陀仏偈』にまさしく「南無不可思議光一心帰命稽首礼」と釈したまへる、これなり。聖人これらの経釈によりて、義をたて名をあらはしたまへるこれなり。

（『真宗聖教全書』五、二三六）

と述べている。先に引用した『名号徳』の傍線部と今の『弁述名体鈔』の傍線部とを比較すると、弥陀の光明に十二の光の名があることを示し、難思光と無称光とをとりあげて特徴を述べ、その二つを合わせて「不可思議光如来」とする、という流れが一致していることがわかる。また、その根拠として『讃阿弥陀仏偈』が挙げられている点も両者に共通しているが、『弁述名体鈔』においては、『大経』、『如来会』の文とともに引用され、親鸞はこれらの文に依って義を立て名をあらわされたと述べている。そのことから、存覚は親鸞の所説に依って、不可思議光如

来について解説していることが窺われる。では親鸞の他の著作に、このような難思光・無称光と不可思議光との関係が示されているのかについてみておきたい。『名号徳』ほど鮮明にその関係性が論じられているとは言えないが、国宝本『浄土和讃』「讃弥陀偈讃」の「難思光仏」、「無称光仏」、「不可思議尊」の左訓には以下のような説明が見られる。すなわち、

仏光測量なきゆゑに　難思光仏となづけたり
スベテコヽロノオヨバヌニテナンジクワウブチトイフナリ
諸仏は往生嘆じつつ　弥陀の功徳を称せしむ　（『聖典全書』三四一）
神光の離相をとかざれば　無称光仏となづけたり
スベテコトバオヨバヌニヨリテムシヨウクワウブチトマフスナリ
因光成仏のひかりをば　諸仏の嘆ずるところなり　（『聖典全書』三四二）
自利利他円満して　帰命方便巧荘厳
こころもことばもたえたれば　不可思議尊を帰命せよ
コヽロモコトバモオヨバレズ　（『聖典全書』三五三）

と述べられている。難思光仏に「コヽロノオヨバヌ」との説明があり、無称光仏に「コトバオヨバヌ」との説明がなされる点は『名号徳』や『弁述名体鈔』と共通する内容である。また、「不可思議尊」の左訓に「コヽロモコトバモオヨバレズ」とあるのは、その二光の特性を合わせた説明であるといえる。[13] このような難思光・無称光と不可思議光との関係性について述べた内容は、親鸞の著作の所々に散見されるものではない。そのため存覚の拠り所となる親鸞の所説は限られてくる。このような事情を考慮に入れると、存覚が『弁述名体鈔』において不可思議光の

解説をする際に『名号徳』の上記の箇所を参照した可能性は高いと考えることができる。もし、そうであったのなら第二欠落箇所には『弁述名体鈔』の波線部のように、十二光の一々と二光を取り上げる説明が記されていたと考えて大過ないのではないだろうか。ただし、一点だけ問題が残るのは欠落の分量である。この第二欠落箇所は約四〇〇字を欠いており、それを十二光の名だけでは満たすことができない。そこで、十二光に関する親鸞の用例から一定の分量があるものを挙げると、「真仏土文類」（『讃阿弥陀仏偈』）、「真仏土文類」（『述文賛』）、『信微上人御釈』の三つが該当する。これらに共通するのは、十二光について解説がなされていることであり、中でも『名号徳』と同じ仮名交じりの文体になおして四〇〇字以内におさまるのは「真仏土文類」（『述文賛』）となる。以上のことから、第二欠落箇所にあったと推定される十二光に関する記述は、「真仏土文類」に引用された『述文賛』のように一々の光明に解説が付された内容であったのではないかと考えられるのである。(14)

(3)　第三欠落箇所　［十行　約一七〇字　裁断］

この不可思議光佛のあらわれたまふべきところを、かねて世親菩薩の…（欠落）…としとみえたり。自力の行者おば、如來とひとしといふことはあるべからず。おのおの自力の心にては、不可思議光佛の土にいたるこあたはずと也。たゞ他力の信心によりて、不可思議光佛の土にはいたるとみえたり。かの土にむまれむとねがふ信者には、不可稱不可説不可思議の徳を具足す。こゝろもおよばれず、ことばもたえたり。かるがゆへに不可思議光佛とまふすとみえたりとなり。（『聖典全書』七三五）

最後の欠落箇所については、これまでの二箇所とは異なる点がある。それは、『名号徳』の装丁が解けたことによって頁ごと散逸したのではなく、原本は一頁のうち一行を残して切り取られているということである。そこには

『名号徳』の所持者にとって重要な文言があったのか、あるいは逆に都合の悪い文言があったのか不明であるが、求める箇所だけを切り取り、一行は残されていることから意図的な裁断であることが窺われる。その切り取られた欠落箇所の直前には「かねて世親菩薩の…」とあり、上記の『名号徳』の内容に「世親菩薩は往生論にあらはせり」との文があったことから、今も『往生論』（『浄土論』）の引用のあったことを彷彿とさせる。また、ここは第二欠落箇所に引き続いて八字名号について解説している内容である。その中で、欠落箇所の後には他力の信心により「不可思議光仏の土」に至るという内容に展開していくことから、欠落箇所でも真仏土についての引用があったと推定される。その上で、文脈より「不可思議光のあらわれたまふべきところ」を天親菩薩があらわした文と考えれば、「真仏土文類」に引用され、『尊号真像銘文』で解釈される「観彼世界相　勝過三界道　究竟如虚空　広大無辺際」（『聖典全書』一七〇、六一六）の文を挙げることができる。しかし、また一方で欠落箇所の直後に「…としとみえたり。自力の行者おば、如來とひとしといふことはあるべからず」との文があることから考えると、その内容に対応した〈真実信心の行者おば、如来とひとしとおほせられて候也〉などと説かれた諸仏等同に関連する記述のあったとも推察される。それは、たとえば浄信房宛御消息に、

まことの信心をえたる人は、すでに佛にならせ給べき御みとなりておはしますゆへに、「如來とひとしき人」と『經』にとかれ候なり。彌勒はいまだ佛になりたまはねども、このたびかならずかならず佛になりたまふべきによりて、みろくをばすでに彌勒佛と申候なり。その定に、眞實信心をえたる人をば、如來とひとしとおほせられて候也。又承信房の、彌勒とひとしと候も、ひが事には候はねども、他力によりて信をえてよろこぶこゝろは如來とひとしと候を、自力なりと候覽は、いますこし承信房の御こゝろのそこのゆきつかぬやうにきこへ候こそ、よくよく御あん候べくや候覽。自力のこゝろにて、わがみは如來とひとしと候らんは、まことに

あしう候べし。他力の信心のゆへに、浄信房のよろこばせ給候らんは、なにかは自力にて候べき。よくよく御はからい候べし。（『聖典全書』七五九）

とあるように、〈如来と等しいということ〉をめぐって、他力によることを自力とする誤解があったと考えられるからである。この諸仏等同に関する記述は、親鸞の著作の所々に散見され、御消息でも度々取り上げられていることから関東の門弟の間で問題となっていたことが知られる。また、近年の研究にそのような法義理解の混乱への親鸞の対応として「経典に基づいたものであることの強調」という一定の意図がみられるとの指摘[15]があり、それに従うならば『末灯鈔』第十八通に、

『大經』には、釋尊のみことばに、「見敬得大慶則我善親友」とよろこばせたまひさふらへば、信心をえたるひとは諸佛とひとしととかれてさふらふめり。また彌勒をば、すでに佛にならせたまはんことあるべきにならせたまひてさふらへばとて、彌勒佛とまふすなり。しかれば、すでに他力の信をえたるひとをも、佛とひとしとまふすべしとみえたり。（『聖典全書』八〇四）

と示される『大経』の文あるいは上記の浄信房宛御消息に見られる『華厳経』の文などが引用されていたと考えることができる。以上のことから第三欠落箇所には、『浄土論』、諸仏等同に関連する教説および引用文があったと推定されるのである。

四、小　結

『名号徳』は、内容を理解するために基本となる書写本が一本しか現存せず、しかも本文に欠落を有するという根本的な問題を抱えていた。その状況は大変に遺憾なものであり、手がかりを求めて新資料の発見が切望されてき

たが、『名号徳』が親鸞の撰述として世に知られるようになって百年近くたった今日でもいまだ首尾完存した書写本を見ることはできない。本論では、本文内容を分断している欠落箇所について一定の方向性を導き出すことを目的として考察してきた。三つの欠落箇所に対して、より正確な考察となるよう原本の状態を確認し、その上でそれぞれの箇所に検討を加えた。第一欠落箇所では先行研究での理解の相違と問題点を明らかにした。第二欠落箇所では従来の見解が見直されていることを踏まえ、異なる視点から独自の見解を提示し、また、第三欠落箇所でも前後の文脈から推定される背景によって具体的な内容を示した。以上の考察により、限られた方法の中ではあるが、これまでに指摘されることのなかった『名号徳』の性格の一端を明らかにすることができたのではないだろうか。

【表1】

著作名	真筆	直弟	後世	目録	著作名	真筆	直弟	後世	目録
教行信証	○	○	○	○	御消息一六	○	×	×	○
文類聚鈔	×	×	○	○	御消息一七	×	×	○	○
愚禿鈔	×	○	○	○	御消息一八	×	×	○	○
入出二門偈	×	○	○	○	御消息一九	×	×	○	○
浄土和讃	△	○	○	○	御消息二○	×	×	○	○
高僧和讃	△	△	○	○	御消息二一	○	×	○	○
正像末和讃	△	○	○	○	御消息二二	×	×	○	×
聖徳奉讃(75首)	×	○	○	○	御消息二三	○	×	×	○
太子奉讃(114首)	×	×	○	○	御消息二四	×	×	○	○
三経往生文類	○	×	○	○	御消息二五	×	×	○	○
尊号真像銘文	○	×	○	○	御消息二六	×	×	○	×
一念多念文意	○	○	○	○	御消息二七	×	×	○	×
唯信鈔文意	○	×	○	○	御消息二八	×	×	○	○
二種回向文	×	○	○	×	御消息二九	×	×	○	○
名号徳	×	×	○	×	御消息三○	×	×	○	○
御消息一	×	×	○	○	御消息三一	○	×	○	○
御消息二	×	×	○	○	御消息三二	×	×	○	○
御消息三	×	×	○	○	御消息三三	○	×	○	○
御消息四	×	×	○	○	御消息三四	×	×	○	○
御消息五	×	×	○	○	御消息三五	×	×	○	○
御消息六	○	○	○	○	御消息三六	○	×	×	○
御消息七	○	×	×	○	御消息三七	○	×	×	○
御消息八	○	×	○	○	御消息三八	×	×	○	○
御消息九	×	×	○	○	御消息三九	×	×	○	○
御消息一○	×	○	×	○	御消息四○	×	×	○	○
御消息一一	×	×	○	○	御消息四一	×	×	○	○
御消息一二	×	×	○	○	御消息四二	×	×	○	○
御消息一三	×	×	○	○	御消息四三	×	×	○	○
御消息一四	○	×	○	○	御消息四四	○	×	×	○
御消息一五	×	○	○	○					

【表２】

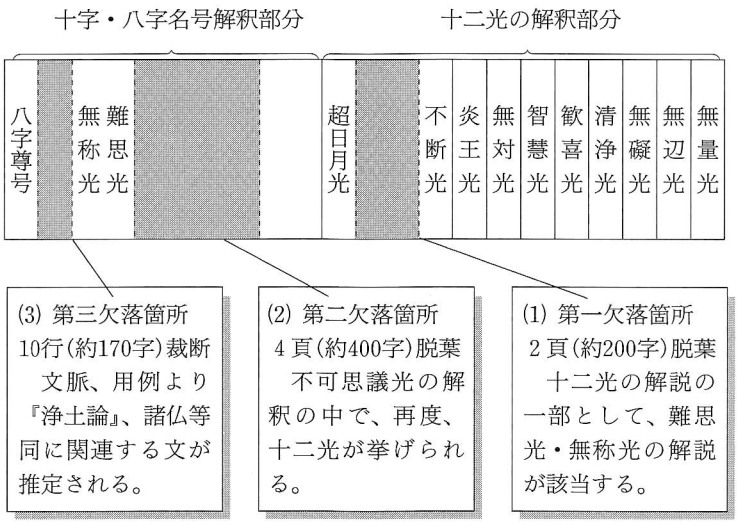
十字・八字名号解釈部分
十二光の解釈部分
八字尊号
無称光
難思光
超日月光
不断光
炎王光
無対光
智慧光
歓喜光
清浄光
無礙光
無辺光
無量光
(3) 第三欠落箇所
10行(約170字)裁断
文脈、用例より『浄土論』、諸仏等同に関連する文が推定される。
(2) 第二欠落箇所
4頁(約400字)脱葉
不可思議光の解釈の中で、再度、十二光が挙げられる。
(1) 第一欠落箇所
2頁(約200字)脱葉
十二光の解説の一部として、難思光・無称光の解説が該当する。

註

（1）【表1】は『名号徳』の特異性を明らかにすることを目的としており、現存する書写本の数や目録の載録数の詳細については問題としていない。よってそれぞれの項目で現存・載録の数に関わらず一点でもあれば〇としている。以下は【表1】についての特記事項。

・「真筆」については、原則として他の筆と混合している場合でも〇としたが、和讃の真筆については該当する国宝本の大部分が真仏の筆といわれることから例外として△とした。なお、断簡は対象としていない。

・「直弟」については、書写者が明確となっているもののみを対象とし、内実は真仏、顕智の書写本となっている。そのため書写者に異説があるもの、鎌倉時代書写、伝宗祖書写といわれる書写本は「後世」の項目に含めている。

・御消息については、『浄土真宗聖典全書』第二巻 宗祖篇上（二〇一一年発行、以下、『聖典全書』と略称する）の付録である「親鸞聖人御消息」配列各本対照表を参照し、番号はそれに対応させている。

また、表の作成にあたり参照した資料は以下の通り。

・「真筆」・「直弟」・「後世」

『聖典全書』解説、『増補 親鸞聖人真蹟集成』（二〇〇六年発行）、『高田古典』一巻～四巻（一九九六年より発行）、『古写古本真宗聖教現存目録』第一輯（一九三七年発行）

・「目録」

『新編 真宗全書』史伝編九（一九七七年発行）所収の以下の目録。『浄典目録』（存覚）・『聖教目録聞書』（実悟）・『真宗正依典籍集』（一雄）・『真宗録外聖教目録』（知空）・『仮名聖教目録』（恵空）・『高宮聖教目録』（性海カ）・『月筌聖教目録』（月筌）・『真宗法彙目録及左券』（僧鎔）・『蔵外法要菽麥私記』（泰巖）・『真宗法要蔵外諸書管窺録』（僧樸）・『和語聖教目録』（慧琳）・『浄土真宗書目』（慧琳）・『浄土真宗正依経論釈偈讃法語刊定目録』（随慧）・『浄土真宗聖教目録』（先啓）・『浄土真宗教典志』（玄智）・『下野流高田聖教目録』（秀諦）・『渋谷宝鑑』（了道）

（2）【表1】の「真筆」の項目で〇としていない著作において、真筆の断簡が確認されているものには、『皇太子聖徳奉讃（七十五首）』の第十三首と表紙、国宝本『正像末和讃』の第一首と同様の内容（一部文言が相違）をもつ和讃一首、同じく国宝本『正像末和讃』の第三十八首と同様の内容を持つ和讃一首がある。また、二〇一二年十月四日付けの新

聞各紙で、新たな真筆の断簡である『皇太子聖徳奉讃(七十五首)』の第六十四首の発見が本願寺維持財団によって発表されたとの報道がなされている。

(3) 【表1】の「御消息三二」にあたるこの御消息には、真筆、直弟子の書写は現存しない。しかし、先啓師が旧跡を巡り法宝物の記録をした中から聖教類を抜粋してまとめた『二十四輩旧蹟宝物(抄)』には、宛名にある唯信房を開基とする「水戸信願寺」の項目に「御書〔御消息集ニ出、十二光仏事、尋申サレシトキ、聖人御筆〕」(『新編　真宗全書』史伝編九、一八三)とあり、先啓師が訪れた頃までは唯信宛御消息の書写が同寺に所蔵されていたことが知られる。

(4) 以下、本文では『聖典全書』と略称した上で(　)に頁数を示す。

(5) 日付については、『名号徳』の発見者である山田文昭氏「弥陀如来名号徳解説」(『無尽燈』二三巻第一一・一二号／一九一八年発行、後に『真宗史之研究』所収)によって指摘されていたが、内容の相違については、梅原真隆氏「親鸞聖人の徳号釈義―「西方指南抄」と「弥陀如来名号徳」について―」(『顕真学報』通巻六号／一九三一年発行)の「また、無礙光仏を中心とすると、不可思議光仏を首とするとに左右がある」との指摘が最初である。

(6) このような『名号徳』と御消息との相違を起点として、現存する『名号徳』とは二部構成であったとする説が谷下一夢氏「弥陀如来名号徳について」(『龍谷史壇』第一六号／一九三五年発行)によって提唱され、また、霊山勝海氏『西方指南抄論』所収「第八章　弥陀如来名号徳と〈法然聖人御説法事〉」(一九九三年発行)によってさらに検討が加えられている。この点について筆者も先行研究の補完を主眼として検討したことがあり、同様の見解を取っている(「『弥陀如来名号徳』の成立に関する一考察―特にその構成内容から―」／『宗学院論集』八一号／二〇〇九年発行)。

(7) 拙稿〔田中真氏と共同執筆〕「弥陀如来名号徳の諸問題」(『浄土真宗総合研究』第一号／二〇〇六年発行)

(8) 註(5)梅原氏論文により十二光の配列について前六光が『西方指南抄』によって解説されていることが指摘され、後に細川行信氏(『眞宗成立史の研究』／一九七七年発行)や註(6)霊山氏論文によって十二光の配列と欠落箇所の関係が指摘されている。

(9) 筆者も註(6)拙稿においてこの問題について取り上げているが、該当するのは橋川正氏「新発見の親鸞聖教弥陀如来名号徳」(『親鸞と祖国』第二巻第四号／一九二〇年発行)、中外出版株式会社『真撰　真宗聖典』(一九二三年発

行)、註(5)梅原氏論文(一九三一年発行)、註(6)谷下氏論文(一九三五年発行)、梅原真隆氏『親鸞聖人小部集』(一九四三年発行)である。また、『定本 親鸞聖人全集』第三巻 和文・書簡篇(一九七六年発行)の「弥陀如来名号徳 解説」では、原本について「中間には切断された箇処や、脱丁、誤綴等もあって完本ではないが、他に写伝の本がないので、その部分を参照することは不可能である。」と述べられている。

(10) 日野環氏「三河上宮寺蔵聖教断簡について」(『親鸞聖人』／一九六一年発行)、註(8)細川氏論文。

(11) 『聖典全書』では「聖教断簡」は採用されていない。また、『よみがえる上宮寺の法宝物』(二〇〇四年発行)では、その書名は『名号徳』ではなく「聖教切」となっており、装丁については日野氏、細川氏ともに粘葉装の一紙を剝いだものとされていたが、袋綴じと紹介されている。「聖教断簡」の装丁が袋綴であれば、粘葉装である『名号徳』の装丁とは根本的に異なることになる。さらに、註(7)拙稿(田中氏執筆部分)では、『名号徳』と「聖教断簡」の相違点として、『往生論』(『名号徳』)と『浄土論』(「聖教断簡」)という二つの名称を同一著作の中において使用することは親鸞の用例にないこと、「聖教断簡」の漢語聖教を元として和語に書き下したような文調が『名号徳』とは異なることの二点を挙げ、「これらを鑑みると、果たして上宮寺本が『名号徳』の一部であるかどうか、なお首肯しがたい面が依然として存するといわねばならない」と指摘している。また、『名号徳』の原本の構成についても細川氏の見解を否定し、細川氏が確定した構成とは半丁分のズレが生じることが明らかにされている。

(12) これら以外に日野氏は、『浄土文類聚鈔』の冒頭にある「夫無礙難思光耀滅苦証楽万行円備嘉号消障除疑」との内容が、『名号徳』において十二光を無礙光に、難思光・無称光を不可思議光に合し、無礙・不可思議の二光に摂めて滅苦証楽・消障除疑の徳を述べたものと同調の表現であるとの指摘もされている。

(13) 註(6)拙稿において「宗祖の上においては、〈難思光仏ト無称光仏トヲ合シテ南無不可思議光仏トノタマヘリ〉という、難思光と無称光とを合わせたものが〈不可思議光仏〉であるとする解釈は、管見の限りこの正行寺本『名号徳』以外には確認できない特徴的なものである。」としていたが、この『浄土和讃』の左訓により『名号徳』と同様の意図をもって解説されている例のあることが知られる。

(14) ここで十二光の解説が再度なされていたと推定するということは、『名号徳』の中で十二光の解説が重複していたことを意味する。この点に関して、筆者は現存する『名号徳』は元来別々に成立したものを一つに合綴した内容で、その構成は二つに分けることができるとの見解を支持しており、重複する箇所があっても不思議ではないと考えてい

る。そのため、本論では内容の重複を問題としない。

(15) 稲田英真氏は、「諸仏等同」「便同弥勒」の教説における、門弟の法義理解の混乱への親鸞の具体的な対応に「〈諸仏等同〉〈便同弥勒〉の法義は、釈尊金口の説法である経典に基づいたものであることを強調する」という一定の意図があったことを指摘している。(「親鸞聖人の〈諸仏等同〉〈便同弥勒〉に関する説示について」／『真宗学』第一二六号／二〇一二年発行)